広報

吉野川北岸農業用水

No. 67（3/2023）

水土里ネット
吉野川北岸
水と土と人を結び地域を守る
発行/吉野川北岸土地改良区
TEL 0883-35-5270
FAX 0883-35-5275
ホームページ http://yoshihoku.jp

アイ・エス・フーズ徳島株式会社の皆さんとネギ畑（阿波市土成町）

主な内容

- 理事長挨拶 …… 2
- 第51回通常総代会開催 …… 3
- 令和３年度決算 …… 4
- 令和５年度予算/令和４年度国営吉野川北岸二期土地改良事業要望活動 …… 5
- 令和４年度北岸用水の渇水/配水管理について …… 6
- 国営吉野川北岸二期土地改良事業の実施状況について …… 7
- 吉野川北岸用水の通水停止等について …… 8
- 事務局からのお知らせ …… 9
- よくあるご質問 …… 10
- 特集『徳島農業の希望』 …… 11
- 吉野川北岸土地改良区の取組み …… 12

理事長挨拶

吉野川北岸土地改良区
理事長　寺　井　正　邇

春暖の候となってまいりましたが、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

組合員の皆様並びに関係機関の方々には、日頃より当土地改良区の運営に対し格段のご協力、ご指導を賜っていることにつきまして、心より厚くお礼を申し上げます。

「新型コロナウイルス」への感染が国内で初めて確認されてから３年余りが経過しましたが、感染の拡大と収束を繰り返しており終息にはまだまだ時間がかかる事と思います。一方で、国は、感染症法上の位置付けを５月に季節性インフルエンザと同じ「５類」へ引き下げる決定をしました。感染者や濃厚接触者の待機期間がなくなるなど、従来の感染対策を大きく転換することが検討されているところです。今後も、ウィズコロナのもとで回復しつつある社会経済活動の正常化をより確かなものとし、一日も早く平穏な日常生活と活力ある経済が取り戻せるよう、皆様一人ひとりが効果的な感染対策を徹底していただきますようよろしくお願い申し上げます。

さて、令和４年度の「配水管理」につきましては、前年末から続いた少雨傾向により、早明浦ダムの貯水率は２月18日に60.4％となり、23年ぶりの冬渇水に見舞われ第１次取水制限が開始されました。その後も貯水率が低下し、水利用のピーク前の７月２日には31％まで低下し第３次取水制限が開始される非常に厳しい配水管理となりました。さらに７月下旬には貯水率が０％となることが予想されたため、７月７日に理事会を開催し、「早明浦ダム貯水率低下時の配水方法」について審議いたしました。その後は、７月の台風４号、５号や９月の台風14号の降雨により貯水率が全量回復し、９月20日に取水制限が全面解除となりました。この７ヶ月に渡る渇水対応については組合員や地元土地改良区の皆様にご協力をしていただきながら配水管理に取り組み、何とか厳しい状況を乗り切ることができました。ご理解とご協力に深く感謝を申し上げます。

次に、「国営吉野川北岸二期土地改良事業」ですが、令和３年度に工事が開始され、伊沢谷チェック工、伊勢チェック工の改修工事が完成し、令和４年度は大久保谷チェック工などの改修工事が実施されております。これらの工事は吉野川北岸用水の通水停止期間が必要となっており組合員の皆様には大変ご迷惑をおかけしておりますが、建設後約30年が経過した施設の「老朽化対策」を実施しておりますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、「金清調整池拡張工事」は、４月、５月において昼間に用水の使用が集中し用水不足が発生するため、既存の調整池を拡張し夜間の水を溜め必要な用水量を確保することで、「隔日給水の解消」を図る工事です。しかしながら、令和４年６月に「生命と暮らしを守る会」が工事中止を求める要望書を農林水産省へ提出しました。このため、吉野川北岸二期農業水利事業所は地域住民からの反対意見を踏まえた新たな計画（案）を作成し、周辺住民に「工事の必要性、安全性」について説明を行いました。当土地改良区としては、吉野川北岸地域の農業の持続的発展には安定した吉野川北岸用水の供給が不可欠であると考えており、「工事の早期着工」に向けて皆様のご理解とご協力を頂けますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、今後も地域の大事な財産である吉野川北岸用水の適切な「配水管理」や「施設の維持管理」に取り組むとともに、用水対策や老朽化対策、耐震化対策を行う「国営吉野川北岸二期土地改良事業」の着実な推進に、国・県・市町のご協力を得ながら役職員一同しっかりと取り組んで参りますので、引き続き皆様のご理解とご協力を頂けますようよろしくお願い申し上げます。

第51回通常総代会開催

令和５年３月10日に第51回通常総代会が開催されました。第48回から第50回通常総代会では、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されている状況を鑑み、書面議決とし少人数で開催しておりましたが、４年ぶりに一同顔を合わせての開催となりました。

提案された議案は次のとおりで、慎重に審議された結果、全議案を原案どおり可決決定いたしました。

議案	第１号議案	国営かんがい排水事業吉野川北岸二期地区「金清調整池拡張工事」の早期着工要望について
	第２号議案	令和３年度事業報告並びに一般会計及び特別会計収支決算及び財産目録の承認について
	第３号議案	諸規程の一部改正について
	第４号議案	多面的機能の補助（揚水機場にかかる経費）について
	第５号議案	令和４年度一般会計及び特別会計収支補正予算について
	第６号議案	令和５年度事業計画について
	第７号議案	令和５年度一般会計及び特別会計収支予算について
	第８号議案	維持管理経常賦課金の賦課徴収及び加入金について
	第９号議案	地区除外決済金の徴収について
	第10号議案	役員報酬について
	第11号議案	取引金融機関の指定について
	第12号議案	一時借入金について
	第13号議案	財政調整積立資産の繰替運用について
	第14号議案	役員（理事）の補欠選任について

新役員紹介

第50回通常総代会（令和４年３月17日）において、國安寿昭氏が理事として補欠選任されました。また、令和４年度理事会において、常務理事として選任されました。

國安氏は、徳島県庁に長年勤められ、西部総合県民局農林水産部長等の要職に就かれ、県内の農業振興に貢献されました。

員外　國安　寿昭　常務理事

※任期　前任者の残任期間（令和７年５月31日まで）

令和3年度決算

◆一般会計収支決算

単位（円）

収入		支出	
科目（款）	決算額	科目（款）	決算額
1．土地改良事業収入	183,284,680	1．土地改良事業費支出	60,786,135
2．附帯事業収入	706,940	2．一般管理費支出	87,980,965
3．基本財産運用収入	5,144	3．補助金支出	17,352,000
4．特定資産運用収入	2,151,651	4．固定資産取得支出	1,429,450
5．補助金等収入	14,870,000	5．基本財産積立支出	5,144
6．雑収入	2,991,400	6．特定資産積立支出	57,356,856
7．基本財産取崩収入	0	7．雑支出	109,030
8．特定資産取崩収入	27,168,670	8．他会計繰出額	0
9．他会計繰入金	517,204	9．予備費	0
10．繰越金	17,008,939		
計	248,704,628	計	225,019,580

差引額（令和４年度へ繰越）23,685,048

◆発電事業費特別会計収支決算

単位（円）

収入		支出	
科目（款）	決算額	科目（款）	決算額
1．発電事業収入	817,168	1．発電事業費	0
2．特定資産運用収入	32	2．特定資産積立支出	300,000
3．雑収入	4	3．他会計繰出額	517,204
4．特定資産取崩収入	0		
5．他会計繰入金	0		
計	817,204	計	817,204

◆財産目録

	科目	金額		科目	金額
資産	**流動資産**	59,436,477	資産	（3）その他固定資産	57,186,776
	現金及び預金	42,362,338		土地	30,105,877
	未収経常賦課金	2,284,810		建物	17,242,007
	短期未収金	14,789,329		機械及び装置	492,877
	固定資産	3,007,275,048		車両運搬具	1,274,334
	（1）基本財産	77,965,500		器具備品等	2,179,823
	備荒積立金	77,965,500		長期未収賦課金等	5,691,858
	（2）特定資産	2,872,122,772		出資金	200,000
	所有土地改良施設	251,809,519	資産合計		3,066,711,525
	土地改良施設用地等	38,377,001	負債	**流動負債**	33,664,019
	受託土地改良施設使用収益権	799,634,016		未払金	32,912,270
	財政調整積立資産	449,087,459		預り金	751,749
	職員退職給付引当積立資産	35,101,008		**固定負債**	35,101,008
	転用決済金積立資産	597,757,791		職員退職給与引当金	35,101,008
	施設更新積立資産	687,354,156	負債合計		68,765,027
	建物等更新積立資産	11,101,822	正味財産合計		2,997,946,498
	建設改良積立資産	1,900,000			

令和5年度予算

単位（円）

収入			支出		
科目（款）	一般会計	発電事業費特別会計	科目（款）	一般会計	発電事業費特別会計
土地改良事業収入	187,200,000		土地改良事業費支出	63,400,000	
附帯事業収入	720,000		一般管理費支出	89,290,000	
基本財産運用収入	10,000		補助金支出	27,810,000	
特定資産運用収入	1,960,000	10,000	固定資産取得支出	520,000	
補助金等収入	13,800,000		基本財産積立支出	10,000	
雑収入	2,610,000	10,000	特定資産積立支出	40,150,000	300,000
基本財産取崩収入	10,000		雑支出	480,000	
特定資産取崩収入	20,030,000	10,000	他会計繰出額	10,000	330,000
他会計繰入金	330,000	10,000	繰越金	15,080,000	
繰越金	15,080,000		予備費	5,000,000	
発電事業収入		900,000	発電事業費		310,000
収入合計	241,750,000	940,000	支出合計	241,750,000	940,000

令和４年度 国営吉野川北岸二期土地改良事業 要望活動

飯泉徳島県知事

　国営吉野川北岸二期土地改良事業推進協議会は、令和４年７月、飯泉徳島県知事に対して「国営事業の早期完成」や「関連事業の推進」に必要な「農業農村整備事業予算の確保」について要望を行いました。また、８月には農林水産省及び中国四国農政局に対して、「着実な事業推進」と「令和５年度予算の十分な確保」について要望を行いました。

　10月には、飯泉徳島県知事に対して「早期完成」や「関連事業の推進」に必要な「予算の確保」と「金清調整池拡張工事の早期着工」について要望を行いました。また、10月に中国四国農政局、11月に農林水産省に対して、「着実な事業推進」と「令和５年度の所要予算の配分」について要望を行いました。

中国四国農政局　山本農政局長

農林水産省　青山農村振興局長

令和４年度　吉野川北岸用水の渇水について

今年度のかんがい期（４月から10月）の配水管理については、昨年度の非かんがい期（11月から３月）の降水量が極端に少なく、渇水による第一次取水制限がかかったままスタートするという異常事態でした。

その後も、６月５日には早明浦ダムの貯水率が48.4％に落ち込み、第二次取水制限が開始され、７月２日には第三次取水制限に引き上げられました。台風４号などが四国を通過したことにより一時的に貯水率が回復し、その後も取水制限と緩和を繰り返しながら、９月20日に取水制限の全面解除が発表されました。２月18日から始まった取水制限期間は215日間にも及び、組合員の皆様をはじめとする多くの方に影響を与えるものとなりました。

地元土地改良区への渇水対策説明会

水位が低下した宮川内調整池（阿波市土成町）

令和４年度　吉野川北岸用水の配水管理について

今年度の吉野川北岸用水の配水管理についても、上記の渇水により例年以上に厳しい配水管理となりました。早期米の作付けが本格的になり、用水の使用量が増大する４月から５月の期間も取水制限中であったため、幹線水路内や調整池の水位低下に繋がり、結果として取水制限が解除されるまでの間、受益地区内での慢性的な水不足に陥りました。当改良区としまして、地区内の地元土地改良区と連携して水路施設の細かな操作を行い、適正な配水管理の徹底に務めました。

10月以降の非かんがい期では、国営事業による水路施設の改築工事や幹線水路内の調査の際、農業用水の通水停止を複数回行いました。組合員の皆様におかれましては、用水の使用ができなくなるなど、ご不便をおかけしました。ご協力ありがとうございました。

幹線水路内調査の様子（阿波市土成町）

市場チェック工改修工事（阿波市市場町）

事業紹介 ～現在、次の工事が国により行われています～

● 国営吉野川北岸二期土地改良事業の実施状況について ●

【令和４年度】

令和４年度は大久保谷チェック工（阿波市阿波町）、遠光チェック工（阿波市市場町）、市場チェック工（阿波市市場町）の３箇所の水位調整ゲート施設について、改修工事を実施しました。この改修により、小流量時の不安定な動作を解消するとともに、塗装替えなどの維持管理軽減を図ります。

また、次年度以降実施予定の小川谷頭首工改修工事のための実施設計を行いました。

〈工事の状況〉

市場チェック工

遠光チェック工

【令和５年度】

令和５年度は、小川谷頭首工のゲート改修工事及び金清下支線水路水管橋等の耐震対策工事を実施する予定です。

【最後に】

工事実施の際は、長期間の断水を回避するため仮設水路を設置するなどの対応をとっているところですが、通水切替の際は一定期間の断水が必要となります。断水については、組合員の皆様にご不便をおかけしているところですが、何卒ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。

最後に、皆様のご期待にお応えできるよう、事業所職員一丸となり、事業の着実な推進、早期効果発現に向けて努力してまいりますので、引き続き、ご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

中国四国農政局吉野川北岸二期農業水利事業所
徳島県阿波市阿波町東原173－1
阿波市阿波地域交流センター２階
電話：0883－35－6022

吉野川北岸用水の通水停止等について

中国四国農政局及び吉野川北岸土地改良区では、吉野川北岸用水を事故なく継続的に利用するため、水利用の少ない秋冬期に工事に伴う断水を行ってきましたが、令和３年度より『国営吉野川北岸二期土地改良事業』の工事も加わり、今年度におきましても、従来よりも北岸用水の通水停止回数が多くなり、皆様方には大変ご迷惑をお掛けいたしました。

令和５年度以降につきましても、通水停止を伴う工事が予定されております。その間は水の使用ができなくなり、皆様方にはご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

～通水停止から通水再開までの水管理について～

● 工事や調査の際は、池田取水工からの取水停止または工事箇所によっては放水工からの放水により、工事作業区間の水を抜きます。

＊吉野川北岸用水は、1本に繋がった水路であり、水を放水できる施設や貯水できる施設が限られていることから、基本的に「工事区間のみ水を止め、他の区間では水を流す」ということができません。

● 幹線水路内にある数カ所のゲートや調整池の出入口、分水工を閉めることで、工事区間に影響がない他の区間の水をできるだけ貯留し、水位を保っています。

＊幹線水路やその一部である調整池の水位が下がってしまうと、通水再開時、水路や池に水が貯まるのに余分に時間がかかり、末端で水が出るまでに時間がかかってしまいます。

＊取水を停止してもすぐに水が使用できなくなるのではなく、水路内に水が残っている間は、その水がなくなるまで使うことができます。

● 通水再開に合わせて、上記で貯めていた水を下流に流すことで、下流までの水の到達時間を短縮しています。

＊通水再開時は、支線水路（管水路）が空状態になっているため、水を一気に送ると管の破裂や損傷の恐れがあります。そのため、少しずつ支線水路に水を流し、慎重に水張りをしています。
水が使用できるようになるまで時間はかかりますが、事故等を起こさず、確実に水を届けることができるよう通水再開作業を行っています。

通水停止のお知らせについて

吉野川北岸用水の通水停止にあたっては、市町の広報紙及びケーブルテレビ等により組合員の皆様にできる限り周知するよう努力しておりますが、非かんがい期（10月11日～翌年４月15日）に、施設園芸等に北岸用水を利用される方は、あらかじめ申し出いただきますと、通水停止日程等を直接ご連絡させていただきます。今後、個別に通水停止の連絡をご希望の方は吉野川北岸土地改良区に申し出ください。

連絡先●吉野川北岸土地改良区　企画管理担当　　電話番号●0883－35－5270

事務局からのお知らせ

令和５年度 賦課金について

賦課金通知書発行	口座振替日	納入期限
7月20日	8月25日	9月30日

・賦課金を９月30日までに完納されると奨励金として**10%の還付**が受けられます。
・納入期限を過ぎると延滞金が加算され、滞納処分がなされることがあります。必ず納入期限までに納入してください。
・賦課対象地は当該年度の４月１日が基準日となります。

賦課金の納入は口座振替がおすすめ！

- 金融機関窓口へ支払いに行く手間がなくなるので、平日お仕事でお忙しい方におすすめの納入方法です。また、納入忘れがなく安心で奨励金の還付を確実に受けられます。
- 以下の金融機関で口座振替がご利用できます。ご希望の方は当改良区までご連絡ください。

・阿波みよし農協　・美馬農協　・阿波市農協　・麻植郡農協　・板野郡農協
・阿波銀行　・徳島大正銀行　・四国銀行　・ゆうちょ銀行

- 事務費削減のため、引落口座の通帳記帳をもって領収に代えさせていただきます。
  但し、領収書が必要な方には別途発行いたしますので、ご連絡ください。

※口座振替をご利用の方は、振替日前までに口座の残高をご確認ください。

通知書類の様式は、ホームページから印刷できます。ご希望の方には郵送いたしますので当改良区へご連絡ください。

こんなときは必ず土地改良区に通知をお願いします

POINT 01 農地や組合員に異動があったとき→「組合員資格得喪通知書」の提出

・農地の異動（売買、賃借、交換、贈与）　・住所を変更した
・組合員が亡くなられた（相続）　・経営交代した　など※

※滞納賦課金は新資格者（土地を取得された方）が負担
農地の異動（売買等）で賦課金の滞納がある土地を取得された場合、土地改良法第42条（権利義務の承継）により新資格者に支払の義務が発生します。土地を取得される場合は、その土地に滞納がないか土地改良区へご確認ください。

POINT 02 農地を転用するとき→「農地転用等の通知書及び地区除外申請書」の提出

・農地を宅地等に転用される場合には、土地改良区への通知が必要です。また、転用等により土地改良区の地区から除外する場合には決済金が必要になります。
・令和５年度の決済金額は　60,000円/1,000㎡　です。
・公共用地に売渡した場合（道路、水路、河川、建物等）も決済金が必要です。
・事務手続きに関しましては各市町の農業委員会へ委託しておりますのでそちらでお手続きください。

POINT 03 農地の分合筆、面積の増減等があったとき

・農地の分合筆や錯誤等による面積の増減があったときは、土地改良区へ通知をお願いします。

ご注意ください
公共機関（法務局・市町村・農業委員会など）や各市町の土地改良区で手続きをしていても、吉野川北岸土地改良区へ直接通知がなければ土地原簿の変更ができません。
通知がない場合には、賦課金は変わらずそのまま賦課されますので、十分ご注意ください。

よくあるご質問

維持管理賦課金について

三好市（池田町）の池田取水工から板野町までの幹線用水路や約200箇所の附帯施設（分水工、水位調整ゲート等）の維持管理費として、地区内にある農地につき年に一度組合員の方々から納入いただいているものです。（土地改良法第36条）

吉野川北岸土地改良区と各市町にある土地改良区との違い

吉野川北岸土地改良区：農林水産省から管理委託を受けて、幹線用水路や取水工、分水工などの附帯施設の維持管理を行っています。

各市町にある土地改良区：幹線用水路から枝分かれした支線水路やポンプ場、各農地の給水栓などの維持管理を行っています。

吉野川北岸土地改良区に加入した覚えがない

土地改良法第11条により、国営吉野川北岸農業水利事業地区内に農地をお持ちであり、土地改良法第３条に規定されている資格者（農地の所有者または耕作者）を当然加入により組合員とし、平成２年度より賦課を開始しました。

なお、組合員資格に係る権利義務は、組合員の方が亡くなられても子息等の相続人や土地取得者等の新資格者に承継されます。また、売買などにより農地を取得された方にも同様に権利義務が承継されます。（土地改良法第42条第１項）

組合員は農地の所有者でないといけないの？

土地改良法第３条の規定により、所有者以外にも耕作者が組合員となることが可能です。

水を使用していなくても賦課金は払わないといけないの？

水道とは違い、水を使う・使わないに関わらず、農業用水が使用できる状態である場合には賦課金をお支払いいただく必要があります。

耕作できなくなったらどうしたらいいの？

各市町の農業委員会や農地中間管理機構を通じて農地を貸し出すことをお勧めします。

農地転用の際、何か手続きが必要ですか？

農地転用に伴い、土地改良区の地区除外手続きが必要ですが、当改良区は、池田町から板野町までの吉野川北岸エリアを管轄としており、範囲が広いため地区除外事務手続きを各市町の農業委員会へ委託しています。農地の転用をお考えの方は、各農業委員会にてお手続きをお願いします。なお、地区除外の際には決済金が必要です。

決済金とは？

土地改良法第42条第２項(決済の義務)により、残存農地が将来過重負担にならないように施設の維持管理費の将来にわたる負担額を一括して納入いただくものです。

滞納処分について

再三の催告にも関わらず賦課金が納入されない場合、対象者に対し地方税の例により滞納処分を行っています。（土地改良法第39条）

滞納処分とは対象者の財産を差押え、滞納金へ充当することです。処分の対象は全ての財産に及びます。

納入についてご相談がある場合は、吉野川北岸土地改良区へお問い合わせください。

特集『徳島農業の希望』

Profile
アイ・エス・フーズ徳島株式会社
年間出荷量 700t
耕作面積 20ha
従業員 39名（正社員含む）

23歳の時に300万円と軽トラ、トラクター1台ずつ、実習生3人から会社をスタートした。順調に成長を続け、2020年に経営改善部門農林水産省大臣賞を受賞。裏打ちされたデータと技術をもとに、青ネギのリーディングカンパニーと『儲かる農業』を目指す。農業法人の上場と海外に向けたフルーツ栽培も思案中。

代表取締役
酒井 貴弘 氏

吉野川北岸農業用水の受益地区内で葉ネギを加工生産している【農業法人アイ・エス・フーズ徳島株式会社】の若き代表取締役の酒井　貴弘（さかい　たかひろ）さんに、自社の立ち上げの軌跡や栽培しているネギの特徴、徳島県の農業のいい点と課題などについて、インタビューをさせていただきました。

会社の設立

本社が淡路島にあり、当時は農地の確保が不可能で、規模拡大が出来なくなった。阿波市に年に2～3回訪問する契約農家が1件だけあって、「この阿波市には耕作放棄地がたくさんあり、後継者の方がまったくいない。しかし、農業に関しては適しているエリアである」との話を聞いていた。それを踏まえて、本社にいた時から、規模拡大ができないという課題を抱えながら、どんどん発注路も増えていたので、何とかしなければならなかった。そういった経緯もあり、移動も短時間で済む阿波市で挑戦してみよう、ということになった。

会社の特徴

若いメンバーが集まっていることが一番の特徴でしょうか。僕自身が農業を嫌っていた大きい理由が、農業が「外見的にかっこ悪い」というものがあった。そういったところを変えていきたいという思いがあったので、若いメンバーを雇用しながら、オフィスづくりや服装に拘ったり、機械などもなるべく最新のものを導入したりと、今までの農業の外見的なイメージを変えるという一方で、社会にある「農業は儲からない」という問題にどうアプローチしていくか。儲かる農業への手立てを模索し続けています。

ネギの取扱量としては、国内トップを争う立ち位置まではきていて、お客様に選んでいただいている理由としては、やはり『安定供給』をする仕組みを作っているところが大きいかなと思います。データ分析や産地の分散、日々栽培技術を向上させているので安定供給と品質の高さに直結している。そういった点がお客様から高評価をいただいています。

ネギについて

求められている品質に関しては、加工業務用のネギなので重要なのは見た目、色味、加工のしやすさ。スライサーに入れるので、曲がっていたら加工しにくいんですね。

ただし、コストを下げて（例えば化学肥料と農薬を大量に使用する）しまえば出来るのですが、それはすごく嫌で。やっぱり『食べもの』なんで。口に入れても安心安全でかつ高栄養価のネギを作ることにこだわって栽培しています。もちろん化学肥料も使いはします。今は「化学肥料はあまり良くない」という風潮ですがちゃんとした使い方をすれば問題ないものなので。

栽培するほ場を160筆くらい管理していますが、毎年栽培する際に、すべてのほ場で土壌分析を必ず行います。分析した上で、各ほ場に適合するよう肥料などもすべて変えます。もちろんコストはかかりますが、相対的に見れば、良い製品が出来上がりますのでコストは安くなります。病害虫からの被害からも守られるという効果もあるので、最終的にはプラスになると思います。

土壌分析した上で配合した化学肥料と有機肥料、当社で採用しているバイオスティミュラント資材（植物に敢えてストレスをかけて、植物本来のポテンシャルを最大限に引き出す資材及び概念）を導入しており、それらを効果的に使用した『ハイブリッド農法』を用いて栽培しています。

苦労や課題

多々ありますが、やっぱり気温や天候などの外的な要因でしょうか。すべて露地で栽培しているのでコントロール外からの影響は辛いですね。技術があっても天候には敵わないので。特に夏場。ネギは30度以上の環境ですと生育障害を引き起こします。あとは台風。他にも、ありがたいことに「農地を借りてほしい」というお声をいただくこともありますが、栽培に適さない農地であったり、地権者のまとめが不完全でお借りできなかったり。

また、ネギというのは『機械化』が進んでいない作物なので、人の確保が大変です。徳島を含む日本の農業にとって、『後継者の育成』や『情報技術の更なる活用』、『地域での有益な情報の共有』は大きな課題だと思います。

徳島の農業のいいところ

『水が豊富』なところですね。特にこの阿波市でいうと。どこでもバルブを捻れば水質の良い水が出る。僕自身全国を見てきましたが、こういった場所はほとんどありません。これは凄い強みかなと思います。県外から視察に来る方からも「羨ましい」とよく言われます。地元の淡路島でも改善が進んで、水は出るようにはなってきましたが、ため池からの水なので吉野川と比較すると水質はまだまだ最高とまでいきません。また、徳島県の農業法人の取り組みや経営を見て、栽培技術は高いという印象を受けました。

吉野川北岸土地改良区の取組み

多面的機能補助金

農業用水の持つ多面的機能の維持及び新規水源の利用促進を支えていくため、地区内の土地改良区に対して次のような補助を行っています。（但し、国・県・市町の補助を受けている場合は補助対象になりません。）

Point ポンプ配水地区への補助　補助率：25％以内

国営、県営、団体営施行のポンプ施設を対象に、維持管理に要した電気料金・油脂代・電気保安協会への委託費に対して補助を行っています。

Point 既存水源の有効利用についての補助　補助率：37.5％以内

地区内土地改良区が管理するため池、河川取水工及び導水路の草刈り・浚渫等維持管理に要した経費に対して補助を行っています。

ため池などの農業用水は、生態系や自然環境の保全など多面的機能を発揮しており、地域全体で守っていく必要があります。

21世紀土地改良区創造運動

施設見学・出前授業受付中！

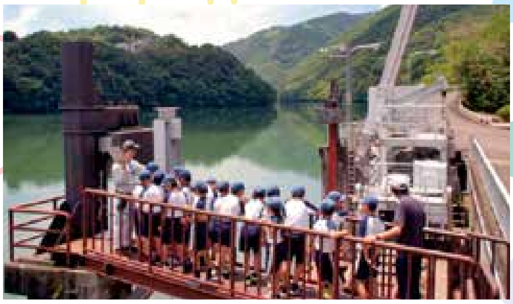

池田取水工の施設見学

小学校への出前授業

吉野川北岸土地改良区では、「吉野川北岸用水（農業用水）」について理解を深め、水の尊さを学んでもらうことを目的に、施設見学等を随時実施しています。お気軽にご相談ください！

- 本年度は、国営吉野川北岸二期土地改良事業により、阿波市阿波町・市場町内の水位調整施設改修工事が行われています。当土地改良区といたしましては、関係機関と協力をしながら推進していきます。
また土地改良区運営につきましては、今後も事務経費縮減に努め、農家の負担軽減に積極的に取り組むとともに、無事故で維持管理事業に取り組んでまいります。
- 当土地改良区のホームページでは吉野川北岸用水の概要、管理施設等の紹介の他、各種手続きに関することを随時更新し、公開しています。是非ご覧ください。アクセスは右に記載のURLまたは「吉野川北岸土地改良区」で検索をお願いします。

水土里ネット吉野川北岸
吉野川北岸土地改良区
〒771-1706　徳島県阿波市阿波町中坪38番地
TEL (0883)35-5270
FAX (0883)35-5275
ホームページ　http://yoshihoku.jp
E-mail:info@yoshihoku.jp

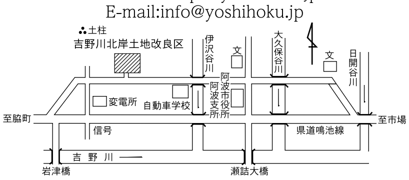

水と土と人を結び地域を守る

吉野川北岸用水の通水停止等について

◆施設の機能保全について

　北岸用水は、三好市から板野町に及ぶ長大（延長69.2km）な幹線水路で、水路勾配が緩く土砂が溜まりやすい構造です。１年に数回、排泥工、土砂吐の操作をし土砂を取り除いています。

　また、老朽化している施設の延命のため、非かんがい期に通水停止等を行い、幹線水路及び調整池の土砂浚渫、機器補修等を行っているほか、国による「吉野川北岸二期土地改良事業」の調査・工事も行われていますので、ご理解、ご協力をお願いします。

◆台風、大雨による通水停止等について

　水質保全、土砂流入防止のため、台風、大雨など池田取水口（吉野川）が濁っている時は、やむを得ず池田取水口からの取水を停止するか取水量を減らす場合があります。台風、大雨がおさまった後は、すぐに水が使えない場合がありますが、早急に対処をしていますので、ご理解、ご協力をお願いします。

隔日給水について

本年も従来どおり4月中旬から5月31日の間は隔日給水を実施します。

裏面を確認してください。

北岸用水からのお願い

- ●４月、５月は池田ダムからの取水量が少なく、全域で使用するには不足します。
- ●北岸用水は補給水です。地区内のため池・河川を優先して利用してください。
- ●金曜、土曜、日曜、祝祭日は水の使用が集中しますので極力、平日に代掻き作業等を行ってください。
- ●普通期米の代掻き作業等は６月１日以降に実施してください。
- ●除草剤散布は配水日程表に従って実施してください。

今年度も秋冬期に調査・工事等に伴う通水停止を予定しております。
事前に組合員の住所、氏名をご連絡いただきますと、事務局より通水停止を直接ご連絡させていただきます。

通水停止等に関する問い合わせ

吉野川北岸土地改良区　企画管理担当　TEL.0883-35-5270

令和5年度組合別早期米用水配水日程表(4月16日～5月31日)

Aグループ（奇数日）　取水時間：午前５時から午後７時まで

市町名		改良区及び水利組合等名称
三好市	池田町	全　地　区
	三野町	全　地　区
東みよし町		全　地　区
美馬市	美馬町	東鍋倉、美馬中央、天神、妙見、郡里
	脇　町	野村、井口、小星、江原、猪尻、江西、宇田
阿波市	阿波町	長峰、伊沢開拓（下）、東条、伊沢、西原、伊沢東原、柳谷、古養水、東北共同施工
	市場町	大俣１号、大俣２号、大俣３号、法寺、山路、宇佐、弁天池、原、遠光、蛭子
	土成町	浦ノ池、大場、松原、神ノ木、中津、井出頭、新ノ池、大木、九頭宇谷、土成中、土成、熊谷、鈴川、大法寺、車谷、矢松、竹ノ花、新居池、一本杉、土成北部、昭和、樹尾、坂尻一本松、御所
	吉野町	全　地　区

取水可能日	月	火	水	木	金	土	日
	4月17日		4月19日		4月21日		4月23日
		4月25日		4月27日		4月29日	
	5月1日		5月3日		5月5日		5月7日
		5月9日		5月11日		5月13日	
	5月15日		5月17日		5月19日		5月21日
		5月23日		5月25日		5月27日	
	5月29日		5月31日				

Bグループ（偶数日）　取水時間：午前５時から午後７時まで

市町名		改良区及び水利組合等名称
美馬市	美馬町	田辺、中上、城、中山、里西屋敷、境目、宮前、中筋、竹ノ内、滝下、黒地、重清妙見、平和、川久保、中川、門畑、重清、東重清、荒川、西鍋倉
	脇　町	中岩倉、上ノ原、岩倉、新町、馬木、助松、佐城、上野、北庄
阿波市	阿波町	名東ノ岡、赤坂、五明、松川内、善地、イクシ、東林、東川原、釜谷、西林、北岡、切戸、医王寺、桜ノ岡、土柱、薬師谷、伊沢開拓（上）、正広、伊沢北部、川久保、三本柳、医王寺揚水、旭、川添、久勝西部、中井西ノ川、別埜池、上池、勝命、下喜来
	市場町	敷地、窪二俣、上喜来、高西、八坂、金清、千田前、善入寺島、大西、山野上西部、阿波市場、上野段南部、池谷、香美、古田西、北台、西原、末広、新田、喜蓮池、池ノ本、山野上、東原、切幡、新ノ池、大石、姥ヶ谷、大野島、伊月、九頭宇谷
	土成町	万代、指谷、秋月、中筋、日吉、大畑、山田池、佐古山麓、山王子、前田、西谷、十楽寺、高尾
吉野川市	川島町	善入寺島
上板町		全　地　区
板野町		全　地　区

取水可能日	月	火	水	木	金	土	日
							4月16日
		4月18日		4月20日		4月22日	
	4月24日		4月26日		4月28日		4月30日
		5月2日		5月4日		5月6日	
	5月8日		5月10日		5月12日		5月14日
		5月16日		5月18日		5月20日	
	5月22日		5月24日		5月26日		5月28日
		5月30日					

この日程表は早期米の作付けにご利用ください。

※この用紙は、事業の円滑な実施のためすべての組合員の方に送付させていただいております。
広報紙記載の「事務局からのお知らせ」をご覧いただき、届出が必要な方のみご返送ください。

組 合 員 資 格 得 喪 通 知 書　　記入例

下記事項により組合員資格を得喪したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

記入日を記載してください → 令　和　○○　年　○○　月　○○　日

死亡の場合は必要なし

現資格者（現組合員の方）
住　所　阿波市阿波町中坪34番地4
氏　名　水 土 太 郎　（印：水土）

現資格者の住所・氏名をご記入ください

組合員番号　　押印してください

新資格者（新組合員の方）
郵便番号　〒771-1706
住　所　阿波市阿波町中坪38番地
氏　名　北 岸 次 郎　（印：北岸）
生年月日　大正・（昭和）・平成　○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 生
自治会名　三　共
電話番号　0883 － 35 － 5270

新資格者の記入欄記載漏れのないようご記入ください
※法人の場合は法人名と代表者の氏名及び生年月日も必ず記入してください

吉野川北岸土地改良区理事長　殿

記

1．資格得喪の対象となる土地

☑ 吉野川北岸土地改良区土地原簿のとおり

町　名	大　字	字	地　番	地　目	用　途	地　積	備　考

現資格者から新資格者に得喪の対象となる土地を記載してください。

死亡・相続・贈与等で、現資格者の土地すべての場合は、
「チェックマークを入れてください」

2. 資格得喪の原因及びその時期

（1）原 因（該当するものに○印をお願いします。）

該当するものに○印をお願いします。
該当する項目がない場合はその他に記載してください。

（死亡）　相続　贈与　売買　交換　農業者年金受給　経営移譲
賃貸借設定　賃貸借解約　利用権設定　その他（　　　　）

（2）時 期　令和○○年○○月○○日

上記原因となった時期を記載してください。

照合	確認	修正	受付

この通知書に記載の個人情報は、本土地改良区定款第4条に規定する事業の円滑な実施のために利用し、それ以外を目的とした利用は致しません。

組 合 員 資 格 得 喪 通 知 書

下記事項により組合員資格を得喪したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

令　和　　年　　月　　日

現資格者　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　印

組合員番号

新資格者　郵便番号　〒
住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　印

生年月日　大正・昭和・平成　　年　　月　　日生

自治会名

電話番号　　　－　　　－

吉野川北岸土地改良区理事長　殿

記

1．資格得喪の対象となる土地

□　吉野川北岸土地改良区土地原簿のとおり

町　名	大　字	字	地　番	地　目	用　途	地　積	備　考

2．資格得喪の原因及びその時期

(1) 原 因（該当するものに○印をお願いします。）

死亡　相続　贈与　売買　交換　農業者年金受給　経営移譲

賃貸借設定　賃貸借解約　利用権設定　その他（　　　　）

(2) 時 期　令和　　年　　月　　日

照合	確認	修正	受付